

# 大正中学校 PTA 個人情報取扱規則

## 第1条 目的

本規則は、大正中学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の取扱いを定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 第2条 定義

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

## 第3条 責務

本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

## 第4条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、PTA 会長とする。

## 第5条 守秘義務

個人情報の管理者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第6条 個人情報の収集

個人情報を収集するときはあらかじめその利用目的を決め、明示する。

## 第7条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産保護のために緊急を要する場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 第8条 個人情報の管理

- (1) 個人情報は個人情報保護管理者が適切に管理する。また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- (2) 個人情報保護管理者は、情報を取り扱う情報端末についてセキュリティソフトを導入し適切な状態を保つなど適切に管理する。

## 第9条 雑則

本規則の改定が必要な際には、PTA 運営委員内において協議し PTA 会長の承認をもって改定できるものとする。

## 付則

本規則は令和 4 年 5 月 16 日より施行する。